

法律に基づく特別の指定を受けた医師又は歯科医師であって当該法律に基づく処分を受けた者に対する医師法又は歯科医師法に基づく行政処分について

- 医師法及び歯科医師法に基づく免許の取消し等の行政処分については、医師法第7条等の規定を満たすものについて行われており、特に医師法第7条第2項及び歯科医師法第7条第2項の処分基準である「相対的欠格事由に該当する場合」及び「医師としての品位を損するような行為があった場合」の考え方については、「医師及び歯科医師に対する行政処分の考え方について」（平成14年12月13日医道審議会医道審議会定め。以下「行政処分の考え方」という。）に記載・公表されている。
- この行政処分の考え方は、事案に個別性があることを踏まえ、医道審議会における公正かつ適切な審議を期すために一定の考え方を示したものであることから、「事案別考え方」に記載されていない違反・不正行為の類型についても、医師法第7条第2項又は歯科医師法第7条第2項を構成する「基本的考え方」を満たすものであれば、当然に両法に基づく行政処分の対象とされうるものである。このため、より公正な審議を期すために新たな考え方の記載を明確化すべき場合には、行政処分の考え方に追記されていくべきものであり、行政処分の考え方においても、「必要に応じて、当分科会の議論を経ながら見直しを図っていくものとする」とされている。
- 平成24年の行政処分の考え方の見直しにおいては、診療報酬の不正請求による保険医の登録取消し等の処分内容を、不正額の多寡に関わらず一定とすることが適当との結論に達したことから、「事案別考え方」を修正する見直しを行っているが、保険医と同様、法律に基づき特別な社会的責務を負うものとして厚生労働大臣、都道府県知事等から指定等されている医師（精神保健指定医、難病患者医療法に基づく指定医、児童福祉法に基づく指定医等）についても、当該身分に認められた業務、求められる倫理等を逸脱して法違反・不正等を行い、これらの指定取消等の処分を受けた者については、その注意義務等の程度に応じて、医師法第4条第4号及び歯科医師法第4条第4号における「医事に関し犯罪又は不正行為のあった者」及び行政処分の考え方における「基本的考え方」に掲げる職業倫理に反する行為のうち「医師、歯科医師が、その業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為」を行った者に該当するものとして、医師法又は歯科医師法上の行政処分の対象の適否が検討されることが適当である。
- このように、当該指定取消等の処分を受けた者については、行政処分の考え方の「基本的考え方」に照らして行政処分の対象となるものではあるが、前述のとおり、行政処分の考え方は追記・見直しが図られるものとされていることを踏まえ、このような考え方を行政処分の考え方に明記の上、公表するものとする。

平成27年9月30日

医道審議会医道分科会

分科会長 大島 伸 一